

小・中学校における児童・生徒の望ましい学校環境のあり方について

(答 申 書)

令和7年3月

那智勝浦町学校のあり方検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 那智勝浦町立小・中学校の現状	2
3. 審議経過	2
4. 審議結果	4
5. 資料編	5

1. はじめに

我が国においては、少子高齢化が急速に進展した結果、平成 20 年をピークに総人口が減少に転じている。こうした少子高齢化、人口減少という人口構造の変化は、学校教育制度の根幹にも影響を与えている。

和歌山県の状況を見ると、令和 6 年 4 月 1 日現在で 88 万 4,627 人と、100 万人を大きく下回り、全国でも有数の人口減少県となっている。とりわけ、紀伊半島の南端にある東牟婁地方は、県内でも人口減少が著しく、経済面、産業面に大きな影響を与えている。

本町の学校の設置状況を見ると、昭和 54 年 4 月に刊行された那智勝浦町史には、小学校が 12 校、中学校が 5 校掲載されている。その後 44 年経過する中で、小学校は籠、出合、妙法、太田川、三川、浦神といった小学校が統廃合され、中学校は太田中学校が統廃合された。

この間の統廃合については、町内それぞれの地域における教育課題解決に向け、地元区との協議の中で進められてきた結果、現在では小学校が 6 校、中学校が 4 校となっている。

今後も人口減少が予測される中で、平成 18 年 6 月に策定された和歌山県教育委員会の「公立小・中学校の適正規模化について（指針）」（資料 2）、平成 27 年 1 月に示された文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（資料 3）においては、公立小・中学校の適正規模・適正配置等について、検討が必要とされている。

また、平成から令和に入って、社会の変化がより一層激しく、複雑化、そして多様化する中で、令和 3 年 1 月に中央教育審議会より答申された「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（資料 1）では、人口動態を踏まえた学校運営や学校施設のあり方について検討の必要性が示されている。

これらのことから、各地域の教育課題のみならず、那智勝浦町全体を俯瞰しながら、少子・人口減少社会の中で、小学校、中学校における児童生徒の望ましい学校環境のあり方について、町全体で協議・検討することが重要な課題となっている。そこで今回、学校のあり方検討委員会が設置され、将来を展望した小・中学校における児童・生徒の望ましい学校環境並びに学校のあり方等について審議を行うこととなった。

2. 那智勝浦町立小・中学校の現状

現在の町立学校は、小学校が宇久井・市野々・勝浦・色川・太田・下里の6校、中学校が宇久井・那智・色川・下里の4校の計10校で、このうち色川小・中学校については施設を共有しているため、施設数は9施設となっている。

児童・生徒数は、令和6年4月1日現在で小学校児童数526人、中学校生徒数278人（資料4）となっているが、学校規模により複式学級を編成している学校からクラス替えが可能な規模の学校まで、学校によって学習環境は大きく異なっている。

今後の見込みについては、現在の住民基本台帳人口を参考としたもので、令和12年度の予測値で小学校児童数が319人、中学校生徒数は242人となり、児童数で39.4%、生徒数で12.9%減少することが見込まれている。

3. 審議経過

那智勝浦町教育委員会は前記の諮問を行うため、令和6年10月1日に「那智勝浦町学校のあり方検討委員会」を設置し、有識者3名、学校運営協議会委員9名に委員の委嘱を行った。令和6年10月21日には第1回検討委員会の開催、諮問書の交付が行われ、令和7年3月末までに5回の検討委員会を開催し、答申を行うこととなった。

委員名簿、各回の開催日と内容は以下のとおり。

那智勝浦町学校のあり方検討委員会 委員名簿

(◎委員長、○副委員長、五十音順 敬称略)

氏名	所属等
赤岡 誠	学校運営協議会委員・宇久井小学校
浦 勝良	学校運営協議会委員・色川小中学校
○大江清一	有識者・教育行政経験者
岡本美智子	学校運営協議会委員・太田小学校
尾鷲愛子	学校運営協議会委員・下里中学校
貝岐直哉	学校運営協議会委員・那智中学校
串 俊男	有識者・区長連合会会長
下原陽子	有識者・町連合PTA会長
◎土佐修平	学校運営協議会委員・勝浦小学校

古田桂造	学校運営協議会委員・市野々小学校
安井常正	学校運営協議会委員・宇久井中学校
米倉敏郎	学校運営協議会委員・下里小学校

検討委員会開催経過

回数	開催日・会場	内 容
1	R6. 10. 21 教育センター 会議室	委員長互選、諮問書交付、 協議事項①委員会の設置目的と検討の必要性 ②委員会の検討事項・スケジュール
2	R6. 11. 25 教育センター 会議室	副委員長指名 協議事項①ワークショップ ・地域にとっての学校のあり方 ・子どもたちにとっての学校のあり方
3	R7. 1. 27 教育センター 会議室	協議事項①第2回検討委員会ワークショップの意見について
4	R7. 2. 28 教育センター 大会議室	協議事項①答申(案)について
5	R7. 3. 21 教育センター 大会議室	協議事項①答申(案)について

4. 審議結果

「小・中学校における児童・生徒の望ましい学校環境のあり方について」という諮問内容に対し、「地域にとっての学校のあり方」と「子どもたちにとっての学校のあり方」のふたつの視点から協議を行った。

地域にとっての学校は、地域住民が集い多世代交流が図れる場所。地域の歴史や祭りなどの伝統文化を伝える歴史・文化継承の場所。また、災害時の防災拠点となる場所。さらには、移住促進の重要なツールとして地域の活性化面からも重要な役割を果たす施設であるとの意見で一致した。

一方で、子どもたちにとっての学校は、総じて子どもたちが毎日通いたいと思うような楽しい場所であって欲しいという委員共通の思いがある中で、知識の習得のほか、友人・教師やさまざまな人と関わり合い、協調性・社会性を身に付ける体験を通じて人格形成する重要な場所であるとの意見があった。

社会情勢の変化とともに、世界は不安定、不確実、複雑、曖昧な、いわゆるVUCA（ブーカ）の時代と言われる中で、教育方針についても従来の教師に全てを教えてもらう教育から、子どもたちが自ら学び取っていく教育が求められるようになってきている。

これらを踏まえ、学校規模に焦点をあてると、それぞれにメリット・デメリットが存在するが、今後更なる児童・生徒数の減少が予測される中で、地域の実情に応じ適正規模・適正配置についての議論も必要と考える。

また、学校の主役は子どもたちであり、子どもたちにとって最適な教育、学習環境を検討するには、子どもたちに一番近い存在である保護者の意見が最も重要な要素と考える。

以上の審議結果から、町教育委員会主導のもと、保護者・学校を中心とした議論の継続を求めるものである。

5. 資料編

資料 諮問書

資料1 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）
（資料抜粋）

中央教育審議会（令和3年1月26日）

資料2 公立小・中学校の適正規模化について（指針）（資料抜粋）

和歌山県教育委員会（平成18年6月13日策定）

資料3 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き
～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（資料抜粋）

文部科学省（平成27年1月27日）

資料4 町内小学校児童数・中学校生徒数の推移（見込み）

資料5 小学校新入生の推移

資料6 令和7年度小・中学校学級編成基準

資料7 令和6年度小・中学校教員定数配当表（抜粋）

資料8 令和6年11月25日（第2回検討委員会）グループワーク内容

那教学第394号
令和6年10月21日

那智勝浦町学校のあり方検討委員会委員長 様

那智勝浦町教育委員会

諮 問 書

標記のことについて、那智勝浦町学校のあり方検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、下記事項について意見を求めます。

記

1 諮問内容

小・中学校における児童・生徒の望ましい学校環境のあり方について

2 諮問理由

少子化の進行により小・中学校における小規模化が進む中、学校の活力や教育効果などの面でさまざまな課題が生じていることから、和歌山県教育委員会では平成18年6月に「公立小・中学校の適正規模化について」の指針、また、文部科学省では、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」がそれぞれ策定されております。そのような中、中央教育審議会におきましても、令和3年1月の「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（答申）」の中で、人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設のあり方について検討が必要とされているところです。

那智勝浦町におきましても、人口減少とともに出生数も減少しており、今後活力ある学校を将来にわたって維持することが喫緊の課題となっております。

つきましては、将来を展望した小・中学校における児童・生徒の望ましい学校環境のあり方について審議願います。

以上

**「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～
(答申) (資料抜粋)**

令和3年1月26日
中央教育審議会

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、平成20(2008)年をピークに総人口が減少に転じ、15歳から64歳の生産年齢人口は平成29(2017)年の7,596万人(総人口に占める割合は60.0%)が令和22(2040)年には5,978万人(53.9%)と減少することが推計されている。
- また、公立小中学校に目を向けると、令和元(2019)年度を起点とした過去10年間の状況では、学校数が10%(3,215校)減少するとともに、児童生徒数も10.2%(1,044,674人)減少し、一市町村一小学校一中学校等という市町村が233団体(13.3%)となり、学校教育の維持が困難となる可能性も高まっている。その一方で、同期間において、交通網の整備などによる住宅開発等に伴い、児童生徒数の急激な増加が課題となっている地域も存在する。
- このように、子供たちを取り巻く状況が変化しても、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現することが必要であり、持続的で、魅力ある学校教育が実施できるよう、学校の配置やその施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討していくことが必要である。

(2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

① 公立小中学校等の適正規模・適正配置について

- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものであり、学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを生かした学校作りを行うかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断となる。その際、教育部局だけでなく、財政部局をはじめ公共施設所管部局や都市計画部局など、首長部局と分野横断的な検討体

制を構築することが重要であり、教育振興基本計画や個別施設計画への反映、新たな分野横断的実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要である。

- 統合等による学校・学級規模の確保については、義務教育学校化を含む地方公共団体内での統合のほか、分校を活用することで低学年中学年は地域に身近な分校に、高学年はスクールバス等により本校に通う方法、近隣の地方公共団体との組合立学校の設置など、地域の実情に応じた様々な選択肢が考えられる。その際、小規模校において児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備の観点や小学校高学年からの教科担任制の導入も踏まえ、複数の学校（学校群）が連携して専科指導の充実を図る取組を継続的に支援する必要がある。
- 他方、地理的要因や地域事情により学校存続を選択した地方公共団体においては、少人数を生かしたきめ細かな指導の充実、ICTを活用した遠隔合同授業等の取組により、小規模校のメリットを最大化し、そのデメリットを最小化することで、教育の魅力化・充実を行うことが必要である。
- また、児童生徒の急増が課題となっている地域においては、分離新設・増築や施設転用、教員配置等による課題の解消に取り組むことが求められている。

②義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進

- 平成27（2015）年の学校教育法の改正等により小中一貫教育が制度化され、義務教育学校制度により教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育9年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備された。小学校高学年からの教科担任制の導入も踏まえ、優良事例の発掘や横展開を行うとともに、引き続き義務教育9年間を見通した教育課程編制を可能とする学校の裁量拡大を検討するなど、小中一貫教育を推進していくことが必要である。

③中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

- 中山間地域や離島などの地域に立地する小規模な学校においては、自校の教育資源に限りがあり、単独で児童生徒の多様なニーズの全てに対応することは困難であることから「自前主義」からの脱却を図る必要がある。
- 例えば、義務教育段階においては、山間・へき地や、小規模校などの学校で児童生徒間の多様な交流や専門家による対面での指導が困難な場合に、遠隔授業を積極的に活用することにより、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組む機

会の充実を図り、また、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る必要がある。

- また、高等学校段階においては、中山間地域や離島などの地域に立地する複数の高等学校を含めたネットワークを構築し、遠隔授業を実施するなど、ICTも活用してそれぞれが強みを有する科目を選択的に履修することを可能とし、様々な教育資源を活用することによって、小規模校単独ではなし得ない教育活動を行うことが求められている。こうした取組を可能とするため、学校間連携の見直しや遠隔授業の推進を図り、複数の学校による連携・協働体制を整備するための制度的・財政的措置を講じることが必要である。

(3)地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進

- 今後の学校施設は、学習指導要領を踏まえた多様な学習活動へ対応するとともに、気候変動等の影響により激甚化・頻発化する自然災害に的確に対応する必要がある。そのため、耐震化や老朽化対策、防災機能強化などを通じて、子供たちの生命を守り、地域の避難所としての安全・安心な教育環境の整備が求められることに加え、当該施設を利用する多様な人々の多様な活動に対応するものとして、また、社会環境等の変化に対応できるものとして、柔軟性・可変性にも配慮する必要がある。
- 一方で、学校施設の実態を見ると、第2次ベビーブーム世代の増加に伴って建築された多くの施設が一斉に老朽化し更新時期を迎えており、少子高齢化・人口減少が進む中、各施設に必要な機能を維持するため、都市部、地方にかかわらず全ての設置者において個別施設計画を策定し、限られた財源の中で戦略的に学校施設の整備を進めることが重要である。
- このため、各設置者は、子供たちの多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化や避難所としての防災機能強化を図りつつ、地域の実態に応じて、小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進、財政負担の軽減等にもつながる長寿命化改良、地域コミュニティ拠点形成等の観点から他の公共施設との複合化・共用化など、計画的・効率的な施設整備を進める必要がある。これらを促進するため、国は、当該地方公共団体の財政状況、個別施設計画の策定状況等を踏まえ、支援の充実を図ることが必要である。
- あわせて、こうした整備の方針については、全ての設置者が今年度末までに策定する個別施設計画に適時反映していくことが重要となる。

公立小・中学校の適正規模化について（指針）

（資料抜粋）

和歌山県教育委員会（平成18年6月13日策定）

1 小・中学校の適正規模の基準

学校の活力を維持・発展させる観点から、以下の適正規模を基準とする。

- (1) 小学校においては、クラス替えが可能である1学年平均2学級を下限とする12学級～18学級。
- (2) 中学校においては、クラス替えが可能であり、教科担任制と学習集団の弾力的な編成等のための教員確保が可能となる1学年平均3学級を下限とする9学級～18学級。

2 学校統合の検討

適正規模の基準を下回る学校については、市町村教育委員会において地域の実情や児童生徒数の推移等を勘案し、適正規模化について検討を進めていく必要がある。とりわけ以下に該当する学校については、積極的な検討が望まれる。

- (1) 多様な学習形態での指導、多様な部活動の実施等を実現するため、適正規模の基準を下回る中学校の統廃合を検討すべきである。
- (2) 子どもの学習環境を充実させ、複式学級を解消するために、中山間地域などにある過小規模小・中学校の統廃合を検討すべきである。
- (5) 現状の学校規模や地理的条件などから、統廃合を実施しても適正規模になることが見込めない学校であっても、教育活動の活力の維持、複式学級の解消等の観点から、1学級20人程度の児童生徒の学級規模を目指し、統廃合を積極的に検討すべきである。

※適正規模を下回る学校を小規模校、なかでも複式学級を持つ学校を過小規模校と位置付ける。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き
～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

(資料抜粋)

文部科学省（平成27年1月27日）

【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】

現行の学校規模の標準（12～18学級）

小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方針等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6学級：クラス替えができない環境】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

中学校の場合

【1～2学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【3学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

- 上記の目安は、各市町村が学校統合の適否を検討する際の一つの参考として示すものです。もとより学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細やかな分析に基づいて行うべきものです。

町内小学校児童数の推移（見込み）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	増減率
宇久井小学校	174	179	157	153	140	120	108	94	-47.5%
市野々小学校	26	28	26	28	29	32	28	26	-7.1%
勝浦小学校	227	208	205	186	161	157	141	139	-33.2%
色川小学校	21	22	17	19	16	15	11	6	-72.7%
太田小学校	20	21	21	23	19	17	16	15	-28.6%
下里小学校	72	68	59	61	52	52	48	39	-42.6%
計	540	526	485	470	417	393	352	319	-39.4%

※R5、R6は各年4月1日の数値。R7以降については、R6.4.1の住民基本台帳の数値から推移。

町内中学校生徒数の推移（見込み）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	増減率
宇久井中学校	72	69	94	87	97	88	87	82	18.8%
那智中学校	148	150	142	134	133	121	113	103	-31.3%
色川中学校	9	7	11	11	11	7	9	11	57.1%
下里中学校	58	52	50	49	43	43	45	46	-11.5%
計	287	278	297	281	284	259	254	242	-12.9%

※R5、R6は各年4月1日の数値。R7以降については、R6.4.1の住民基本台帳の数値から推移。

小学校新入生の推移

過去の実績

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
宇久井	14	28	23	38	24	28	31	23	25
市野々	6	8	5	7	3	3	4	7	6
勝浦	52	46	44	38	44	46	31	29	29
色川	2	2	3	5	3	3	2	5	5
太田	7	4	4	3	1	4	4	3	4
下里	13	11	17	13	6	12	11	10	14
計	94	99	96	104	81	96	83	77	83

今後の推移

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
宇久井	20	21	17	13	12	11
市野々	4	5	3	7	3	4
勝浦	34	23	18	23	14	27
色川	1	4	0	1	0	0
太田	3	4	1	2	2	3
下里	3	11	3	11	6	5
計	65	68	42	57	37	50

※今後の推移については令和6年4月1日現在の住民基本台帳の数値を参照。

資料6

令和7年度小・中学校学級編成基準

区分	小学校	中学校
単式学級	35人 (令和3年度から5年間で段階的に2年生から6年生までを35人に引き下げる)	40人
複式学級	16人 (ただし、第1学年を含む場合は8人)	8人
特別支援学級	8人	

資料7

令和6年度小・中学校教員定数配当表（抜粋）

令和6年4月1日適用（除校長）

学級数	教員数		学級数	教員数	
	小学校	中学校		小学校	中学校
1	1	3	7	9	11
2	2	5	8	10	13
3	4	7	9	11	15
4	5	8	10	12	17
5	6	9	11	13	18
6	7 (8)	10	12	14	19

※1) 6学級の小学校について、全児童数が135人以上の場合は、教員定数8名とする。

令和 6 年 11 月 25 日 グループワーク

学校のあり方（地域にとっての学校のあり方）

● 1 班

【歴史・文化の継承】

- ・地域の歴史を子供たちに伝えられる
- ・地域イベント情報が紹介できる
- ・地域の歴史を継承していける
- ・地域の歴史、人物等を授業に取り入れて

【つながりの場】

- ・開かれた学校
- ・つながりの形成の場

【多世代交流】

- ・いろいろな年代の交わりができる
- ・保育所・小学校・中学校・地域の運動会で交流できる
- ・学校があることによって年齢構成が多岐に渡る
- ・学校があることによって色々な取組みができる
- ・みんなで運動会が楽しめる

【移住促進】

- ・学校があることによって移住が進み、地域が元気になる
- ・移住者の受入れも頭に置いてほしい→授業

【エネルギーチャージ】

- ・子供たちから元気をもらう
- ・子供たちの声が聞こえて活性化
- ・子供の姿を見ること、声が聞こえることによって周辺を元気にする

【遊び場】

- ・子供にとっての拠点

【学習】

- ・学習機会の場所

【安全保障】

- ・身体的成長の保障

● 2班

【地域の特性】

- ・ 地域住民が集まれる場
- ・ 地元との密着
- ・ 地域の良さ。例えば歴史等、教える

【交流の場】

- ・ 交流の場であり、地域、人間関係を構築する場所と思料する
- ・ 違う世代とのかけ橋
- ・ 学校行事に参加するのが楽しみ

【みんなで見守る】

- ・ あいさつ大切
- ・ 地域住民で子供たちの躰をしていく（親ができないような）
- ・ 子供は地域の宝
- ・ 児童・生徒の顔を見れる（登下校等）
- ・ 地域にとって子供の姿（声）が聞こえなくなると寂しくなる
- ・ 住民も学校の情報を知っている

【情報の共有】

- ・ 教育現場・家庭・学区地域・行政のビジョンを共有する場

● 3班

- ・ 地域のハブ的な役割
- ・ 地域の交流拠点
- ・ 地域の連帯感づくりのツール
- ・ 祭りへの参加
- ・ 伝統・文化の育成の場
- ・ 地域との交流の場
- ・ 防災の訓練など拠点地、避難場所
- ・ 防災の拠点である
- ・ 土曜日に学校・町民合同訓練 11月 参加
- ・ 子育て終わった世帯の楽しみ
- ・ 運動場の活用。散歩・ジョギング・鉄棒など

学校のあり方（子どもたちにとっての学校のあり方）

●1班

【楽しい】

- ・楽しいところ、毎日行きたい
- ・もっと学校に行きたいと思える
- ・やりたいことができるようになる
- ・楽しく学べる学校づくり

【身体づくり】

- ・おいしい給食
- ・健康な身体づくりの場
- ・体づくり

【安全】

- ・困ったことは何でも相談できる場
- ・いつも安全

【体験・価値観】

- ・家ではできない体験ができる
- ・仲間と共にいろいろな経験ができる
- ・児童・生徒の年齢差での交流ができる
- ・友達ができる
- ・価値観が広がる
- ・原体験の場
- ・先生以外の人からも学ぶ機会ができる

【考え方の育成】

- ・子どもの考えを伸ばす
- ・自分で考える力を育てる場

【情報】

- ・色々な情報を提供してくれる場所
- ・情報の利用（活用）方法を学ぶ場

【地域の一員】

- ・地域の一員であることを認識させる場所

【協働】

- ・対話の作法
- ・放課後の遊び場

【その他】

- ・教員がチームワーク良く教える→人事配置
 - ・いじめをなくす→SNS
 - ・社会のマナー
 - ・人権教育を頭において
-

●2班

【学校への期待】

- ・友達
- ・部活がしたい
- ・小学校は家族・子供ともデリケートな部分を考慮が必要
- ・一定数の確保は重要。集団生活の中での個人の尊重
- ・共通の利益等々が人格や個性とともに形成されるのでは
- ・学校に来るのが楽しい

【少人数校の良し悪し】

- ・複式学級だと時間（先生の対応）が半減されるが、子供に自主性が出てくる
 - ・兄弟が少ない中、縦割りで上級生が下級生の面倒をみる
 - ・先生方の目が行き届く
 - ↑↓
 - ・大学進学も田舎も都会も同じ受験は同じ内容
 - ・ある程度の偏差値がわからない
 - ・運動競技も2～3校合同チームになってしまう
 - ・体育でのチームプレーができなくなる
 - ・協調性・社会性が培われない
-

●3班

- ・色々と経験を積む場
- ・たくさんの仲間と遊べる
- ・地域の魅力を学べる・感じる場所
- ・人格形成の場
- ・知識を得る場
- ・いろんな人間と関わって、いろんな気持ちを味わう
- ・自分と人の違いがわかる
- ・恋話